

平成 2 7 年度

第 1 回越谷市地域公共交通協議会会議録

平成 27 年 5 月 25 日

越谷市中央市民会館 5 階

第 2, 第 3 会議室

越谷市地域公共交通協議会

平成27年5月25日

【第1回越谷市地域公共交通協議会】

1. 開会
2. 委員の紹介
3. 会長の選出
4. 会長職務代理者の指名
一 暫時休憩（諸般の事務手続） 一
5. 越谷市地域公共交通網形成計画の作成について（諮問）
6. 開会宣言
7. 議題
 - (1) 越谷市地域公共交通協議会運営規程の制定について
一 会議録署名委員の指名 一
 - (2) 越谷市地域公共交通協議会傍聴要領の制定について
 - (3) 越谷市地域公共交通協議会公印規程の制定について
8. その他
 - ・ 平成26年度越谷市公共交通基礎調査の結果について（報告）
 - ・ 計画作成に向けた考え方について（説明）
 - ・ 今後のスケジュールについて（報告）
9. 閉会

出席委員

市の職員	土橋良男	(代理 建設部副部長 山崎)
	長柄幸聖	(代理 農業振興課長 向佐)
	服部義昭	(代理 公園緑地課長 稲橋)
関係行政機関の職員	相原秀行	
	木部康久	(代理 運輸企画専門官 六所)
	関口豊	(代理 交通課交通規制係長 星)
関係公共交通事業者等	能勢一幸	
	會田皓章	
	飯島教広	
	大館広知	
	金子茂	
	橘井公治	
	酒井克彦	
	鈴木和子	
	高野寿久	
	高橋直樹	
	鶴岡洋	
	深津光市	
公募による市民	吉田求己	
	阿部実	
	河上繁	
学識経験者	関根博樹	
	大窪和明	
	久保田尚	
自治会を代表するもの	深井輝典	

欠席委員

中村透
阿部健次
塩谷正広

都市計画課	都市計画課	副参事兼課長	鈴木功
	都市計画課	副課長	平野浩孝
	都市計画課	主幹	染谷良一

都市計画課	主事	土屋晶生
都市計画課	主事	麻喜幹史

事務局	都市計画課	調整幹	平井克明
	都市計画課	主事	田中史仁

◎プレ開会

事務局 それではこれより平成 27 年度第 1 回越谷市地域公共交通協議会を開催させていただきます。

◎配布資料の確認

事務局 開会に先立ちまして、お配りした資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お手元にある資料の順番に読み上げさせていただきたいと思います。次第が頭にありまして、続いて資料 1「越谷市地域公共交通協議会運営規程（案）」、資料 2「越谷市地域公共交通協議会傍聴要領（案）」、資料 3「越谷市地域公共交通協議会公印規程（案）」でございます。次に資料 4「平成 26 年度公共交通基礎調査結果報告書」、資料 5「計画作成に向けた考え方」、資料 6「年間スケジュール（案）」でございます。それと資料ナンバーはふっていませんが、越谷市地域公共交通協議会の条例でございます。続きまして、委員の名簿、座席表となっています。また、カラーの折り込みになっているパンフレットは越谷市の案内図でございます。こちらで越谷市の中を走っている鉄道・バス路線についてご案内をしております。後程ご参照いただければと思います。お手元の資料は以上ですが、不足がございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

◎出席状況

事務局 それではただいまから平成 27 年度第 1 回越谷市地域公共交通協議会を開催させていただきます。本日司会を務めさせていただいております平井でございます。よろしくお願いいたします。本日の協議会は、現在 4 名の方が欠席をされております。うち 1 名の方は遅れてお越しいただけると連絡をいただいておりますのでのちほどご案内をしたいと思います。4 名の欠席となっておりますが、越谷市地域公共交通協議会条例の第 6 条第 2 項の規程によりまして、委員の過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立していることをここにご報告申し上げます。

◎委員紹介

事務局 ここで改めまして、今年度より委嘱されました委員のみなさまのご紹介をさせていただきます。恐れ入りますがお手元の委員の名簿をご参照いただきたいと思います。名簿の上から 2 段目の関係行政機関の職員から順に委員の皆様を私の方からお名前をお呼びさせていただきますので、よろしくお願いいたします。そうしましたら、順番に申し上げます。相原秀行委員でございます。

相原委員 相原でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 本部康久委員でございますが、本日は所用のため代理で埼玉運輸支局の六所様にご出席いただいております。

六所委員 埼玉運輸支局の方で、輸送関係のタクシーやバスの業務に関わっております。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、塩谷正広様でございますが、本日所用のため欠席をされております。続きまして、関口豊様でございますが、本日は代理で越谷警察署の星様が出席をされております。

星委員 代理出席の星です。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、能勢一幸様でございます。

能勢委員 能勢でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、會田皓章様でございます。

會田委員 會田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、飯島教広様でございます。

飯島委員 飯島です。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、大館広知様でございます。

大館委員 大館です。よろしくお願いいたします。

事務局 金子茂様でございます。

金子委員 金子でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 橘井公治様でございます。

橘井委員 橘井でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 酒井克彦様でございます。

酒井委員 酒井でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 鈴木和子様でございます。

鈴木委員 鈴木です。よろしくお願いいたします。

事務局 高野寿久様でございます。

高野委員 高野でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 高橋直樹様でございます。

高橋委員 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 鶴岡洋様でございます。

鶴岡委員 鶴岡でございます。よろしくお願いします。

事務局 続きまして中村透様でございますが、本日は欠席をされてございます。次に深津光市様でございます。

深津委員 深津でございます。よろしくお願いします。

事務局 吉田求己様でございます。

吉田委員 吉田です。よろしくお願いします。

事務局 阿部健次様ですが、本日欠席でございます。阿部実様でございます。

阿部委員 阿部です。よろしくお願いします。

事務局 河上繁様でございます。

河上委員 こんにちは。

事務局 関根博樹様でございます。

関根 関根です。よろしくお願いします。

事務局 大窪和明様でございます。

大窪委員 大窪と申します。よろしくお願いします。

事務局 久保田尚様でございます。

久保田委員 久保田でございます。よろしくお願いします。

事務局 深井輝典様でございます。

深井委員 深井です。よろしくお願いします。

事務局 最後に市の職員として任命する委員です。土橋良男委員でございます。本日、公務の都合によりまして、代理で山崎建設部副部長が出席しております。

山崎委員 代理出席をさせていただきます山崎と申します。どうかよろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、長柄幸聖委員でございます。代理で向佐課長が出席しております。

向佐委員 向佐でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 最後に服部義昭委員でございます。代理で稲橋課長が出席しております。

稲橋委員 稲橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 また、本日出席いただいております市の職員の紹介をさせていただきます。改めまして武藤副市長でございます。

武藤副市長 よろしく願ひいたします。

事務局 鈴木都市整備部副参事兼都市計画課長の鈴木でございます。

都市計画課（鈴木） 鈴木です。よろしく願ひします。

事務局 同じく平野副課長でございます。

都市計画課（平野） 平野でございます。よろしく願ひいたします。

事務局 都市計画課の染谷主幹でございます。

都市計画課（染谷） 染谷です。どうぞよろしく願ひいたします。

事務局 同じく担当の土屋主事でございます。

都市計画課（土屋） 土屋と申します。よろしく願ひいたします。

事務局 なお、本日は会議の運営上、委託事業者の方に同席させていただいております。ご了承いただきたいと思います。

◎会長の選出

事務局 それでは、本日の議事に入ります前に、会長の選出をお願いしたいと思います。なお第 1 回の協議会ということで、会長が決定されるまでの間、大変恐縮ながら事務局にて進行を務めさせていただきますのでご了承願ひいたします。会長の選出につきましては、越谷市地域公共交通協議会条例の第 5 条第 2 項の規程によりまして、委員の互選によって定めることということになっております。ここでどなたかご発言、何かご意見等があればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

〇〇委員 公共交通の第一人者でございます、埼玉大学の久保田先生がよろしいと思います。

事務局 久保田委員にお願いしたいというご意見がありました。皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

事務局 久保田委員いかがでしょうか。

久保田委員 はい。

◎会長の決定

事務局 それでは、会長は久保田委員に決定をさせていただきたいと存じます。お手数ですが久保田委員におかれましては、前方の会長席の方にお越しさせていただきたいと存じます。よろしく願ひいたします。それでは、ここで会長から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願ひいたします。

◎会長あいさつ

会長 改めまして、埼玉大学久保田と申します。ただいま会長になりまして、これから皆様と議論を重ねていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様よくご存じのとおり、日本は例をみない高齢社会になっており、あと 15 年すると高齢者の割合が国民の 3 分の 1 に達するということで、非常に世界的にみても類例のない、超高齢社会ということになりそうです。そうすると、今までのような交通システムでは都市が成り立たなくなることから、公共交通の新たな役割を考えると、昨年様々な法律が変わって日本全体として考えていこうと変わってきました。越谷市の公共交通は全国的にみると比較的便利ではないかと思いますが、それでもやはり不便な地域があり公共交通が利用しづらい人々がいらっしゃるわけで、これからの社会を考えるとより良い公共交通を考えるとことは非常に大事なことになってまいります。ということで、公共交通のことについて、集まっていただくべき方々に集まっていたいだいたと思いますので、熱心なご議論をよろしくお願いしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。

◎会長職務代理者の指名

事務局 続きまして会長職務代理者の指名に移りたいと思います。越谷市地域公共交通協議会条例第 5 条第 4 項の規程により、会長に事故がある時、または、会長が欠けた時に会長職務を代理する方を、予め会長に指名をしていただく必要があります。それでは会長から会長職務代理者の指名をお願いいたします。

会長 それでは、私の方から会長職務代理者を指名させていただきます。越谷市地域公共交通協議会条例第 5 条第 4 項の規程によりまして、会長職務代理者を大窪委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎暫時休憩

事務局 それでは、本日の会議を開催するにあたりまして、委員の皆様方に対しまして、正式な開催通知をお配りしたいと存じます。都合上ここで休憩とさせていただきます。少しの間お待ちいただきたいと思います。と存じます。

(会長による会議開催の決裁)

事務局 ただいま会長に、会長の決裁をいただきましたので、先日郵送にて予め出席のご案内を差し上げているところではございますが、ただいまお配りしているのが、会長名で

の開催通知でございます。

事務局 それではここで市長に代わりまして、武藤副市長より久保田会長に諮問をさせていただきたいと存じます。会長におかれましては、恐れ入りますがご起立ください。

副市長 平成 27 年 5 月 25 日、越谷市地域公共交通協議会会長久保田尚様。越谷市長高橋努。越谷市地域公共交通網形成計画の作成について諮問。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 7 項の規程により、下記の案件について、協議会の意見を求めます。記。諮問第 1 号越谷市地域公共交通網形成計画形の策定について。以上、よろしくお願い致します。

事務局 ここで武藤副市長は、他の公務がございますので退席をさせていただきたいと存じます。

副市長 大変恐縮ですがこれで失礼をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長の決定

事務局 協議会の議長についてでございます。越谷市地域公共交通協議会条例第 5 条第 3 項の規程により、会長が議長となりますので久保田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。久保田議長よろしく願いいたします。

◎開会宣言

議長 それでは、今から平成 27 年度第 1 回越谷市地域公共交通協議会を開会したいと思います。

◎議題(1)越谷市地域公共交通協議会運営規程の上程

議長 次第をご覧くださいますと、3 項ございます。まず「越谷市地域公共交通協議会運営規程の制定について」を議題としたいと思います。まず、事務局よりご説明をお願いいたします。

◎議題(1)越谷市地域公共交通協議会運営規程の説明

事務局 それでは、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが資料 1 の「越谷市地域公共交通協議会運営規程（案）」をご覧ください。

越谷市地域公共交通協議会に関する基本的事項につきましては、本協議会の条例に定められております。これからご説明をさせていただきます、「越谷市地域公共交通協議会運営規程（案）」は、当条例の第 8 条の委任規程によりまして、協議会の運営に関し、必要な事

項を定めるものでございます。第 1 条は、本運営規程に関する必要事項と趣旨を定めております。第 2 条につきましては、会長の任期を委員の在任期間とする規程でございます。第 3 条につきましては、代理の規程でございます。本条例の第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規程する委嘱された委員について、代理ができることを定めております。第 4 条につきましては、会長による協議会の招集の方法について定める規程でございます。第 5 条につきましては、協議会は原則公開とする規程でございます。第 6 条につきましては、会議録に関する規程でございます。会議録記載事項、また、それには 2 名以上の会議録署名について定めております。第 7 条は、意見の徴収にあたりまして、関係者に出席を求めまして、意見を聞くことのできる法令を定めております。第 8 条は、協議会運営の規程でございます。最後に補足といたしまして、この規程は決定をしたら施行することを定めておりまして、本日も決定をいただければ、決定次第施行となりますのでよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

◎議題(1)越谷市地域公共交通協議会運営規程の質疑

議長 それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問、ご意見などがございましたらお願いいたします。

〇〇委員 運営規程の中で、第 8 条で協議会が別に定めるという形になっていますが、この規程のほかに別途定めるという意味になるのでしょうか。

事務局 お答えいたします。運営規程のほかにこの後にご提案を申し上げますが傍聴者がいる場合に傍聴要領を定めようと考えております。また、資料 3 の公印規程というものがございまして、本協議会の公文書として発する時の公印を定める規程です。

◎議題(1)越谷市地域公共交通協議会運営規程の採決

議長 ありがとうございます。他にありませんでしょうか。よろしければ採決を行いたいと思います。ただいまご説明いただきました、資料 1 の「越谷市地域公共交通協議会運営規程（案）」につきまして、賛成の委員の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

議長 ありがとうございます。全委員の方の挙手をいただきましたので、原案のとおり可決いたします。

◎会議録署名委員の指名

議長 続きまして、ただいま決めていただいた規程の第 6 条第 2 項の規程について、今回

の会議の署名委員を私の方から指名させていただきます。相原委員と能勢委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎傍聴要領の上程

議長 それでは、議題の２番に移りたいと思います。「越谷市地域公共交通協議会傍聴要領の制定について」議題とします。事務局からご説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。恐れ入りますが、資料２の「越谷市地域公共交通協議会傍聴要領（案）」をご覧ください。越谷市地域公共交通協議会の会議の公開につきましては、先ほど可決いただきました越谷市地域公共交通協議会運営規程に定められましたとおり、会議は原則として公開となっております。会議の公開にあたりましては越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第９条の規程によりまして、傍聴者の定員を予め定めること、傍聴に関わる従事事項などを定めること、会議資料を閲覧に供することなどが定められています。事務局といたしましては、越谷市地域公共交通協議会の会議の公開につきまして、お手元の資料２の傍聴要領（案）どおりとすることをご提案させていただきます。それでは、順次内容をご説明いたします。まず１番としまして、傍聴する場合の手続きでございます。傍聴の受付時間、定員を定めまして傍聴者は会長の許可を得たうえで、入場をすることを定めております。２番目につきましては、協議会の秩序維持でございます。円滑に協議会を進めるために、会場の秩序維持を乱す行為等を行った場合には、退場していただくこともあるということを定めております。また３番としましては、協議会を傍聴するにあたって守るべき事項を５点定めております。１号から５号までご確認いただきたいと存じます。以上でございます。

議長 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

◎傍聴要領の採決

議長 特にごございませんか。それでは、採決に移りたいと思います。資料２の「越谷市地域公共交通協議会傍聴要領（案）」につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

議長 ありがとうございます。みなさん手をあげていただきましたので、この傍聴要領については原案のとおり可決いたします。

◎傍聴者・報道関係者対応

議長 傍聴要領が定まりましたので、本日の傍聴者についての報告を事務局の方よりお願

いいいたします。

事務局 報告をいたします。本日は協議会の所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、傍聴者が1名おります。

議長 分かりました。傍聴の方がいらっしゃるということで、お入りいただくことでよろしいでしょうか。入場お願いいたします。

事務局 それでは、傍聴者に入場いただきましたので、係りの者をご案内して、注意事項を若干申し上げますので、少々お待ちください。

[傍聴者への説明]

議長 ありがとうございます。それでは、傍聴の方、今お聞きいただいた注意事項をお守りいただいてよろしくをお願いいたします。

◎越谷市地域公共交通協議会公印規程の上程

議長 それでは、議題の3、「越谷市地域公共交通協議会公印規程の制定について」、説明をお願いします。

事務局 それでは、越谷市地域公共交通協議会公印規程の制定について説明をさせていただきます。お手元の資料3「越谷市地域公共交通協議会公印規程（案）」をご覧ください。

この規程は、当協議会において使用する公印を規程するものです。具体的には会長名をもって発する文章等に使用するものについて定めるものとして提案させていただくものです。第1条には、この規程の趣旨、第2条には、会長印の名称や用途等について規程しております。市の公印規程に準じた、一般的な事項を掲げたものになっております。最後に補足といたしまして、本日ご承認いただければ、本日の日付をもって施行することを定めたいと存じます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。お願いいたします。

〇〇委員 基本的なことで恐縮ですが、第1条の条例のカッコですが、平成26年条例第20号となっておりますが、これは平成27年条例第20号でよろしかったでしょうか。資料1では、平成27年の条例第20号となっております。

議長 念のため確認をしたいということなので、暫時休憩をとります。

◎暫時休憩

◎その他事項の上程

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。先ほどの件は保留として、その他に進みます。その他が3件ありまして、担当の方からまとめてご説明をお願いいたします。

◎その他事項の説明

都市計画課 都市計画課の染谷でございます。それでは、お手元にお配りした資料のうち、右肩に、A3とA4でまとめた資料4と書かれました資料をもとに、ご説明をさせていただきます。「平成26年度公共交通基礎調査結果について」、ご説明をさせていただきます。

まず、越谷市の公共交通を取り巻く課題につきまして、地域状況の視点、公共交通の需要と供給の視点、平成26年度に実施いたしましたミニバスの試験運行の結果の3つの視点から整理いたしましたので、ご説明させていただきます。

まず、一つ目の「地域状況の視点」について、ご説明させていただきます。資料上段をご覧くださいますようお願い申し上げます。なお、図につきましては、紙面の都合上、大変見づらくなっております。そのため、次ページ以降に参考といたしまして、拡大しました図を添付してございますので、必要に応じて、ご覧くださいようお願い申し上げます。まず、越谷市における現在の人口分布や高齢化率につきましては、図1や図2にありますよう、鉄道沿線に人口が集中しております一方、郊外部にも人口が分散しており、将来的な高齢化率の増加が想定されます。赤色が濃くなるほど、人口が集中していることを示しております。

次に施設立地につきましては、図3にありますよう、大規模商業施設の多くは、鉄道駅周辺に立地し、公共施設や福祉施設などの多くは、鉄道駅やバス停周辺に立地しております。

次に、道路整備状況につきましては、図4にありますよう、幅員5.5メートル以下の道路が多く、中型バスの運行が困難なエリアが存在しております。この中で青色で示しておりますのが、幅員5.5メートル未満の道路でございます。

これらのことから、今後の課題としまして、人口が分散している郊外部から鉄道駅周辺への移動における公共交通の確保が必要であること。また、郊外部ほど高齢化率が高い傾向にあることから、高齢者のモビリティの確保が必要であること。また、道路幅員が5.5メートル未満の道路が多いことから、道路状況に見合った車両での運行が必要であることと整理いたしました。

次に、二つ目の「公共交通の需要と供給の視点」についてご説明いたします。資料の中段部をご覧ください。図 5 は、現在の公共交通ネットワークに鉄道駅半径 1 キロメートルまでを薄い桃色で、バス停半径 300 メートル、かつ 1 時あたり 3 本以上の運行があるものを薄い青色、バス停半径 300 メートルであるものの、1 時間あたり運行が 2 本までを薄い緑色で示したものでございます。この着色されました地域を交通圏域といたしますと、人口カバー率は約 87% となり高い水準であるものの、郊外部では、公共交通の利用が困難な地域も存在いたします。

また、市民の移動の実態としましては、図 6 にあるよう、鉄道沿線では公共交通の利用が高いものの、鉄道から距離のある地域では、自動車の利用率が高いことがわかりました。平成 26 年度に実施いたしました、市民アンケート結果からバスを利用しない理由につきましては、図 7 のとおりでございますが、「バス停が遠い」、「運行ルートが合わない」などにつきましては、適切なルートや運行形態によっては、バス利用の可能性はあることがわかりました。

これらのことから、今後の課題としまして、公共交通の利用が困難な地域から鉄道駅や拠点への移動確保のため公共交通が必要であること、また、市民の参加や車両の効率的運用を通じた持続可能な公共交通の確立が必要であること。また、市民アンケートにおけるバスを利用しない理由としての「バス停が遠い」、「運行ルートが合わない」とありますことから、市民ニーズの適切な把握と運行形態や事業形態の検討が必要であると整理いたしました。

最後となりますが、三つ目の視点平成 26 年度に実施しましたミニバスの試験運行結果について、ご説明いたします。資料下段部をご覧ください。図 8 にありますようにミニバスの試験運行は、バス網が手薄なせんげん台駅から新方地区センター間を 6 ヶ月間試験運行いたしました。ワンボックス車両を 1 台使用し、1 日 11 往復いたしました。その結果、1 日あたりの利用者数は、図 9 にありますように平均で 30 名、収支率としましては、14.2% という結果になりました。また、試験運行と合わせ実施しました、アンケートにおける利用者の不満な点や、利用されていなかった方の理由につきましては、図 10 と図 11 のとおりでございますが、「ルートが合わない」、「バス停が遠い」、「時間帯が合わない」という回答に対しましては、改善による利用増の余地があると思われます。

このことから、課題としまして、買い物や通院という市民ニーズを踏まえた需要の見極

めや、市民ニーズに合わせた運行形態の見直し、他の地域への展開の整理が必要であること、またバスを利用しない理由としてあげられました「時間帯が合わない」、「ルートが合わない」、「バス停が遠い」につきましては、市民ニーズの適切な把握が必要であること。さらに、持続可能な公共交通網を形成するためには、市民との協働体制の仕組みづくりが必要であることと整理いたしました。以上で、平成 26 年度公共交通基礎調査結果についての報告となります。

続きまして、資料 5 と右上に書かれたものをご覧いただけますでしょうか。先ほど課題につきましては、ご説明させていただきましたので、省略させていただきます。論点のみご説明させていただきます。まず、論点 1 の「公共交通体系及び交通網の考え方」につきましては、越谷市の地域性や路線の役割分担、連携による公共交通体系、公共交通網をどのように構築していくのか、計画の中で明確にしていきます。

次に論点 2 の「公共交通カバーエリアやサービス水準の考え方」につきましては、越谷市における公共交通の対応として、対象エリアの考え方、サービス水準の考え方、対象者の考え方を明確にして、市民のモビリティを確保し向上を図ってまいります。

最後に、論点 3 の「持続可能な公共交通としての考え方」につきましては、市、事業者、市民による地域公共交通の導入、維持、改善のための体制やルールづくりと合わせ、論点 1、2 でお示しました、公共交通体系、公共交通網、サービス水準について、取り組んでいきます。以上で、計画作成に向けた考え方の説明となります。

続きまして、今後のスケジュールにつきましては、資料 6 と書かれたものをご覧いただけますでしょうか。こちらの資料は、越谷市地域公共交通協議会の今後の開催予定日時、協議内容、また、事務局の作業内容などにつきまして取りまとめたものでございます。当協議会は、今年度、本日も含め、年間 5 回の会議を予定しております。当協議会の今後の開催予定日時と、その協議内容につきまして、順次ご説明させていただきます。

次回の第 2 回会議の開催日時としましては、平成 27 年 7 月 1 日、水曜日、午後 1 時からを予定しております。なお、この第 2 回会議のみ、開催時間が午後 1 時からとなっております。協議内容としましては、計画の方向性の協議と、形成計画の骨子の協議を予定しております。

第 3 回会議の開催日時としましては、平成 27 年 10 月 2 日金曜日、午後 1 時 30 分からを予定しております。協議内容としましては、形成計画及び実施計画の原案の協議を予定

しております。

第4回会議の開催日時としましては、平成27年11月9日月曜日、午後1時30分からを予定しております。協議内容としましては、形成計画及び実施計画案の作成と、パブリックコメントの実施について、を予定しております。

最後、第5回会議の開催日時としましては、平成28年1月25日、月曜日、午後1時30分からを予定しております。協議内容としましては、パブリックコメントの評価について、計画案について予定しております。以上で今後のスケジュールについての説明となります。

◎その他事項の質疑

議長 ありがとうございます。本格的な議論は、第2回からということであろうかと思いますが、これまでいろいろ基礎的な調査をしていただいて、課題を整理し、資料5でおおよそこのような方針で計画の作成に取り組んではどうかということで、最後の資料6で、それをこういうスケジュールでやってはどうかと、こういうご提案があったわけであります。今日の段階で、これについてのご意見を承りたいと思いますし、さらに今日は第1回目でございますので、本市の公共交通について日ごろから、いろいろお考えのところもあるかと思っておりますので、今日は自由にいろいろなご意見をいただきたいと思っております。それでは、これからもう自由にご挙手にてご発言をいただきたいと思っております。どなたからでも結構でございます。

〇〇委員 気になって確認したい点がいくつかございます。一つは、平成26年度公共交通基礎調査結果の一番下、ミニバスの試験運行の結果とありますが、収支率が14.2%なのですが、今後委託して行う中で、市として収支率についてどのように考えておられるのか。あるいは、例えば市の予算を使う形になると思うので、市の中でどの程度の予算を見込んでいるのか。まだこれからという部分はあるかと思いますが教えていただきたい。それからもう一点は、最後の資料6ですが、一応今年度は、基本的に計画を立てるという形になるかとは思いますが、たとえばこの計画に基づいて、実際に運行するのはいつ頃を予定されているのか、そのあたり、確認させていただきたい。以上です。

議長 担当から説明をよろしくお願いいたします。

都市計画課 座ったままで説明させていただきます。まず、一点目の今回のミニバスの収支率14.2%ということで、大変厳しい状況でありましたが、今後市のボーダーラインがあるかどうかということでございますが、これにつきましては、地域公共交通形成計画のな

かで、市としてどのような方針で公共交通を整理していくか、その中で検討をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

あわせてまして運行の予定につきましては、今回の公共交通形成計画にぶら下がる再編実施計画というものがございまして、運行につきましては、その再編実施計画のなかで、検討させていただければと思います。以上でございます。

議長 いずれもみなさんとこれから協議していただきたいとそういうお答えかと思います。

〇〇委員 実は私、このミニバスを何度か見ました。まず、一番不便だと感じたのが前払いで 300 円、それから船渡上組集会所入口からいったん大杉公園通りへいくのですが、考え方としては、大泊の方へ抜けて行った方が駅に行くのに一番近い。このバスの乗車の利用者の中に、わたくし新方在住なものですから、仲間が、毎回 2、3 人ずつ乗っていました。それと、近所のおばあちゃんの素直な反応としては、せっかくできてセブントウンせんげん台まで行けるのに駅まで行っちゃう、これは不便だよね、という声はバスに乗っていて何度かお聞きした。以上です。

議長 ありがとうございます。非常に貴重な生の声をいただきました。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

〇〇委員 今の市長が各地区でタウンミーティングをやられておりますが、その際にわたし桜井地区で、文章でも公共交通に関する問題で回答いただいたことがあります。越谷市の姿勢としては、バス事業者に対する側面的支援を一生懸命やっているという回答なのです。そういうなかで、2012 年に議会のなかに特別委員会を置き、一年間でいろいろな調査をした結果、3 つ提言を出しました。そのなかで、モデル事業をやってみるということで、今の新方地区のミニバスの実験がありました。もう一つは、その討議検討の組織を作るといのがおそらくこれ（協議会）だと思いますが、もう一つわたしがどうなのかなと思っていることは、側面的支援というところで、市が公共交通の事業者になることはない、そういう雰囲気を受け止めています。他の自治体ではいろいろな支援の工夫があると思いますが、市が一歩進んで、市も公共交通の体系の中に、積極的に役割を果たすように変わるということなのかなと思います。新聞などを見ますと地方自治体の消滅可能性やコンパクト・シティなどがあって、中央に施設などを集中して、周辺部は工場などにして、それでは住民のいろいろな交通システムを整備して、団子と串の関係で串を通すと、こういう国の流れのなかで、少し財政的な理由もあって背中をおされたのかなと思いますが、そ

の姿勢、多少何かあるのかどうかということを差しさわりなければ教えていただきたい。

議長 非常に大きな質問ですが、いかがでしょうか。

都市計画課 ただいまの質問にお答えさせていただきます。我々が生活していくうえで、移動は欠かせないものです。本市では平成 14 年にバス網整備研究会を立ち上げました。研究会等をとおしまして、民間の事業者様に要望等を行い、検討さらには路線の新設をいただいております、現在、市内には 35 路線 68 系統のバス路線が整備されております。

しかし、近年のモータリゼーションの進展や先ほど会長がお話されたように、人口減少や少子高齢化など公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しておりますことから、これまでの公共交通ネットワークの縮小や、サービス水準の低下等により、公共交通の利用者が減少してしまう可能性がございます。

具体的な内容については、この協議会のなかで検討してまいりますが、今後は、地方公共団体も地域戦略の一環として、地域公共交通の総合的な役割を担い、持続可能な公共交通のネットワーク形成を図ってまいります。

議長 ありがとうございます。かなりいろいろな可能性を含めて検討したいというのは、市の姿勢だと思います。これに関連する事業者の皆様、今日は皆様おいでですので、確認したいことなどありましたら、どうぞご遠慮なく。市民委員の方も日ごろいろいろお考えがあると思いますので。お願いします。

〇〇委員 何度もすみません。松伏町でコミュニティバスを北と南からやっておられるということですが、やはり松伏町では難しかったのでしょうか。たしか、松伏町所有の車両で、茨急が運行委託してやっていたようなのですが。やはり、一般の路線バスにしてから、わたしの見る限りは、利用率は上がっているように思うのですが。

議長 どなたかご存知ですか。すいません、お願いします。

〇〇委員 実はわたくしが今の会社に就任したのが平成 22 年なので、それより前の話は聞き伝えということになりますが、確かに松伏町が行いまして、収支の面でかなり厳しかったと聞いております。結果的にはそれでやめました。その後わたくしどもの路線がどのように絡んだかという詳細はわかりませんが、おかげさまである程度、地域の方々にご利用いただいている事実はございますので、それは非常によかったのかなと思っております。少し答えはずれているかもしれませんがいかがでしょうか。

議長 非常に参考となる情報をいただきました。ありがとうございます。他にどうでしょ

うか。

〇〇委員 資料 4 ですが、ニーズの状況ということで、これからこのニーズをさらに深く掘り下げて対象者を具体化していく、つまり、高齢者を対象にするとか、昼間働いている人、または子育てをしている奥さんなど、そういうニーズを把握している段階だと思えますが、この資料をみると、高齢化率に着目したまちづくりとありますが、今後も高齢者を対象としたようなニーズの把握というのを中心に、計画の軸に添えていくという形なのでしょうか。

議長 これは、市としてはどういうお考えでしょうか。

都市計画課 ただいまの質問にお答えさせていただきます。高齢者、障がい者への移動支援事業につきましては、現在、福祉部局で行っております。今回の交通網形成計画の中では計画の対象は市民全員を対象として、福祉施策との連携を図りながら、計画を作成していきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇委員 空白地帯を埋めるとか、もっと便利にするとか、そういうような考えもいれていただければ、越谷市が人を惹きつけるのに役に立つのかなという感想を持ちました。よろしくお願いします。

都市計画課 その点についても考えていきたいと思います。ありがとうございます。

議長 この図の 2 というのは、最初に見て何か不思議な感じがするのは、赤いところと青いところがくっついていますが。どうしてこうなるのか、不思議な感じがしました。

〇〇委員 図の 2 についてですが、もともと農地だったところが、もう農家をやらないで新しい住宅地ができた関係だと思います。ですから、その新しい家族の方は旦那さんや、奥さんも車を利用しています。せんげん台駅などに行きますと、特に雨の日などは送り迎えが多いです。その関係で、古利根川に近い方は農地が新しい住宅地になっているところが、結構多いです。その地域の方は、旦那さんが車で出て行ったあとや、奥さんが出て行ったあとには移動手段がないのです。みなさんは老人福祉センターからタクシーを利用したり、駅に行くのにタクシーを利用したりしています。そのため、このような図になっているわけです。

議長 非常によくわかりました。ありがとうございます。赤いところは、高齢化率が高くて、青いところは低い。なぜかその赤と青が隣接しているのが不思議だと思いましたが、

今のご説明で非常によくわかりました。おそらく越谷の公共交通を考える上で、かなりポイントとなるような気がします。ちょっと特徴的、他ではあまり例をみない人口、高齢化分布です。これは注意していきたいと思います。他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。そうしますと資料 6 でご説明いただいたように、次回が 7 月 1 日の午後 1 時からで、今日の続きとして計画の方向性、それから骨子、このあたりについて、また議論をお願いしたいと思います。今日のところはこのようなところでよろしいでしょうか。

◎越谷市地域公共交通協議会公印規程の内容確認および採決

議長 それでは、先ほどの議題にもどりまして、議題 3 番、確認結果をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。申し訳ございませんでした。質問がありました資料 3 公印規程（案）で、平成 26 年条例第 20 号とありますが、平成 27 年度の誤りでございました。訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

議長 ○○委員の鋭いご指摘であやうく承認するところでした。ありがとうございました。それでは、ただいまの訂正、平成 27 年に修正したうえで、これについて認めるということで、ご賛成いただける方は挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

議長 ありがとうございます。全員の方に挙手をいただきましたので、公印規程については原案のとおり可決いたします。

◎その他

議長 それでは、その他まで終わりましたので先ほどの三点以外に何か、市、あるいは委員のみなさまからご発言ございましたらお願いします。よろしいですか。

◎閉会宣言

議長 それでは、以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。越谷市地域公共交通協議会を閉会いたします。どうもお疲れ様でございました。

午後 2 時 25 分 閉会